



# 草津市公報

発行日 令和5年12月15日

(毎月1・15日発行)

発行番号 第 22 号

発行所 草津市役所

草津市草津三丁目13番30号

電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇目

次◇◇◇

## ◎ 条 例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例（保険年金課、子育て相談センター、幼児課）	2
---	---

## ◎ 規 則

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則および草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則（子育て相談センター、幼児課）	6
--	---

## ◎ 告 示

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱（子育て相談センター）	8
草津市子どものインフルエンザ予防接種補助金交付要綱（健康増進課）	11
生活保護法第54条の2第1項の規定に基づく介護扶助のための介護担当機関の指定について（生活支援課）	14
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定に基づく介護支援給付のための介護担当機関の指定について（生活支援課）	14
令和5年度草津市一般会計補正予算等の要領について（総務課）	14
草津市インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱を廃止する要綱（健康増進課）	14
草津市私立幼稚園型認定こども園運営補助金交付要綱の一部を改正する要綱（幼児施設課）	15
生活保護法第49条の規定に基づく医療扶助のための医療担当機関の指定について（生活支援課）	30
草津市議会定例会の招集について（総務課）	30
草津市民スポーツ大賞表彰要綱の一部を改正する要綱（スポーツ推進課）	31
市道路線の認定について（土木管理課）	32
道路の区域の決定について（土木管理課）	32
道路の区域の変更について（土木管理課）	34
道路の供用の開始について（土木管理課）	35
公示送達について（納税課）	37
地方自治法第243条の3第1項および草津市「財政事情」の作成及び公表に関する条例第2条第1項の規定による令和4年度の決算の状況および市債の状況ならびに令和5年度上半期の執行状況の公表について（財政課）	40
公示送達について（介護保険課）	44

## ◎ 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	44
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	45

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	45
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	46
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	46
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）	46
草津農業振興地域整備計画変更の縦覧について（農林水産課）	47
農用地利用集積計画について（農林水産課）	47
農用地利用集積等促進計画について（農林水産課）	47
条件付一般競争入札について（契約検査課）	48

#### ◎ 教育委員会告示

草津市教育委員会定例会の招集について（教育総務課）	50
---------------------------	----

#### ◎ 選挙管理委員会告示

選挙人名簿の登録を行う日および被登録資格決定の基準日を定めることについて	50
期日前投票所の指定について	50
投票用紙の様式について	51
不在者投票用封筒の様式について	51
郵便等による不在者投票用封筒の様式について	52
仮投票用封筒の様式について	53
投票用紙および不在者投票用封筒の交付場所について	53
投票用紙および不在者投票用封筒を郵便等により交付することができる日について	53
ポスター掲示場の掲示区画数について	53
ポスターを掲示することができる日について	54
開票事務と選挙会事務の合同について	54
選挙会の日時および場所について	54
選挙長およびその職務を代理すべき者の選任について	54
選挙長の公印について	54

#### ◎ 農業委員会告示

草津市農業委員会総会の招集について	55
-------------------	----

#### ◎ 上下水道事業告示

草津市給水装置工事事業者の指定について（上下水道総務課）	55
------------------------------	----

## 条 例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月1日

草津市長 橋川渉

草津市条例第19号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例（平成27年草津市条例第38号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後		改正前																								
第1条～第5条 〈現行どおり〉		第1条～第5条 〈省略〉																								
別表第1 (第4条第1項関係)		別表第1 (第4条第1項関係)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th><th style="width: 90%;">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; width: 10%;">市長</td><td>〈現行どおり〉</td></tr> <tr> <td>〈改正前を削る〉</td></tr> <tr> <td>〈改正前を削る〉</td></tr> <tr> <td>〈現行どおり〉</td></tr> <tr> <td>草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>〈現行どおり〉</td></tr> </tbody> </table>		機関	事務	市長	〈現行どおり〉	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉	〈現行どおり〉	草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	〈現行どおり〉	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th><th style="width: 90%;">事務</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: top; width: 10%;">市長</td><td>〈省略〉</td></tr> <tr> <td><u>草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</u>（昭和59年草津市告示第109号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td><u>草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱</u>（平成3年草津市告示第162号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>〈省略〉</td></tr> <tr> <td>草津市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの</td></tr> <tr> <td>〈省略〉</td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	市長	〈省略〉	<u>草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</u> （昭和59年草津市告示第109号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱</u> （平成3年草津市告示第162号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	〈省略〉	草津市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	〈省略〉						
機関	事務																									
市長	〈現行どおり〉																									
	〈改正前を削る〉																									
	〈改正前を削る〉																									
	〈現行どおり〉																									
	草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																									
〈現行どおり〉																										
機関	事務																									
市長	〈省略〉																									
	<u>草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</u> （昭和59年草津市告示第109号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの																									
	<u>草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱</u> （平成3年草津市告示第162号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの																									
	〈省略〉																									
	草津市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの																									
〈省略〉																										
別表第2 (第4条第2項関係)		別表第2 (第4条第2項関係)																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th><th style="width: 30%;">事務</th><th style="width: 60%;">特定個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; width: 10%;">市長</td><td>〈現行どおり〉</td><td>〈現行どおり〉</td></tr> <tr> <td>〈改正前を削る〉</td><td>〈改正前を削る〉</td></tr> <tr> <td>〈改正前を削る〉</td><td>〈改正前を削る〉</td></tr> <tr> <td>〈改正前を削る〉</td><td>〈改正前を削る〉</td></tr> </tbody> </table>		機関	事務	特定個人情報	市長	〈現行どおり〉	〈現行どおり〉	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">機関</th><th style="width: 30%;">事務</th><th style="width: 60%;">特定個人情報</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="vertical-align: top; width: 10%;">市長</td><td>〈省略〉</td><td>〈省略〉</td></tr> <tr> <td><u>草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</u>による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</td><td><u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u></td></tr> <tr> <td><u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u></td><td><u>外国人に対する生活保護関係情報であって規</u></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	市長	〈省略〉	〈省略〉	<u>草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</u> による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人に対する生活保護関係情報であって規</u>		
機関	事務	特定個人情報																								
市長	〈現行どおり〉	〈現行どおり〉																								
	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉																								
	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉																								
	〈改正前を削る〉	〈改正前を削る〉																								
機関	事務	特定個人情報																								
市長	〈省略〉	〈省略〉																								
	<u>草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</u> による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>																								
	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>	<u>外国人に対する生活保護関係情報であって規</u>																								

改正後	改正前
	<u>則で定めるもの</u> <u>児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
	<u>特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
	<u>児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援に関する情報または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
《改正前を削る》	<u>草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの</u>
《改正前を削る》	<u>地方税関係情報であって規則で定めるもの</u>
《改正前を削る》	<u>生活保護関係情報であって規則で定めるもの</u>

改正後	改正前
	外国人に対する生活保護関係情報であって規則で定めるもの
	児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	特別児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
	障害者関係情報であって規則で定めるもの
	『省略』
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの
	児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）であつて規則で定めるもの
	『省略』
『現行どおり』	『現行どおり』
草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの	草津市小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業運営要綱による用具の給付に関する事務であって規則で定めるもの
『現行どおり』	『省略』
草津市医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	草津市医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
	『省略』
	『改正後に新設』

改正後		改正前	
	<u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に関する保険給付の資格者等に関する情報、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）に関する保険給付の資格者等に関する情報、国民健康保険法による保険給付の資格者等に関する情報もしくは高齢者の医療の確保に関する法律による保険給付の資格者等に関する情報（以下これらを「健康保険法等資格者等関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>		
草津市老人福祉医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>健康保険法等資格者等関係情報であって規則で定めるもの</u>	草津市老人福祉医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>健康保険法等資格者等関係情報であって規則で定めるもの</u>	草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《現行どおり》 <u>健康保険法等資格者等関係情報であって規則で定めるもの</u>	草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	《省略》 《改正後に新設》
《現行どおり》	《現行どおり》	《省略》	《省略》

## 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2草津市医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項、同表草津市老人福祉医療費特別助成条例による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項、同表草津市重度心身障害老人等福祉助成費助成要綱による医療費の助成に関する事

務であって規則で定めるものの項および草津市精神障害者精神科通院医療費助成事業実施要綱による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるものの項の改正規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(令和5年12月1日掲示済み)

## 規則

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則および草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月1日

草津市長 橋川涉

草津市規則第60号

草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則および草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部を改正する規則

(草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

第1条 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第1の規則で定める事務を定める規則（平成27年草津市規則第64号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第1条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>&lt;改正前を削る&gt;</p> <p>&lt;改正前を削る&gt;</p>	<p>第1条 &lt;省略&gt;</p> <p><u>第1条の2 条例別表第1の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和59年草津市告示第109号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第3条の補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。</u></p> <p><u>第1条の3 条例別表第1の草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱（平成3年草津市告示第162号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第5条の補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とする。</u></p>
<p>第2条～第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第8条 条例別表第1の草津市小児慢性特定疾患児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号。以下この条において「要綱」という。）による用具の給付に関する事務であって規則</p>	<p>第2条～第7条 &lt;省略&gt;</p> <p>第8条 条例別表第1の草津市小児慢性特定疾患児童日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号。以下この条において「要綱」という。）による用具の給付に関する事務であって規則で定める</p>

改正後	改正前
で定めるものは、次に掲げるものとする。 (1)～(2) 『現行どおり』 第9条～第31条 『現行どおり』	ものは、次に掲げるものとする。 (1)～(2) 『省略』 第9条～第31条 『省略』

(草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則の一部改正)

第2条 草津市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例別表第2の規則で定める事務を定める規則（平成27年草津市規則第65号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
第1条～第1条の2 『現行どおり』 『改正前を削る』	<p>第1条～第1条の2 『省略』</p> <p><u>第1条の3 条例別表第2の草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱</u>（昭和59年草津市告示第109号）補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第3条の補助金の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る市町村民税に関する情報</u></p> <p>(2) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</u></p> <p>(3) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人に対する生活保護関係情報</u></p> <p>(4) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報</u></p> <p>(5) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報</u></p> <p>(6) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援に関する情報または身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保険福祉手帳もしくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報</u></p> <p><u>第1条の4 条例別表第2の草津市私立幼稚園保育料補助金交付要綱</u>（平成3年草津市告示第162号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるものは同要綱第5条の補助金の交付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。</p> <p>(1) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る</u></p>

改正後	改正前
	<p><u>る市町村民税に関する情報</u></p> <p>(2) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る生活保護実施関係情報</u></p> <p>(3) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る外国人に対する生活保護実施関係情報</u></p> <p>(4) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報</u></p> <p>(5) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する情報</u></p> <p>(6) <u>申請を行う子どもと同一の世帯に属する者に係る児童福祉法による障害児入所支援に関する情報</u>  <u>または身体障害者福祉法による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による精神障害者保険福祉手帳もしくは知的障害者福祉法にいう知的障害者に関する情報</u></p>
第2条～第6条 <現行どおり>	第2条～第6条 <省略>
第7条 条例別表第2の草津市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるものは、同要綱第3条の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。	第7条 条例別表第2の草津市小児慢性特定 <u>疾病</u> 児童日常生活用具給付事業運営要綱（平成18年草津市告示第97号）による用具の給付に関する事務であって規則で定めるものは、同要綱第3条の給付の申請に係る事実についての審査に関する事務とし、当該事務に係る規則で定める情報は次に掲げる情報とする。
(1)～(3) <現行どおり>	(1)～(3) <省略>
第8条～第35条 <現行どおり>	第8条～第35条 <省略>

### 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

(令和5年12月1日掲示済み)

### 告 示

草津市告示第263号

草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月16日

草津市長 橋川 渉

## 草津市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する要綱

草津市産後ケア事業実施要綱（平成28年草津市告示第206号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1条～第10条 《現行どおり》            (償還払い)</p> <p><u>第11条</u> 前条第1項に該当する者以外の利用者で、利用料の一部補助を受けようとするものは、草津市産後ケア事業利用料補助金申請書兼請求書（別記様式第6号）を利用の終了した日の翌日から起算して60日以内に市長に提出しなければならない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由がある場合はこの限りではない。</p> <p>2 前項の提出があったときは、市長は速やかに審査を行い、適当と認めたときは、草津市産後ケア事業利用補助金交付決定通知書（別記様式第7号）により通知を行い、当該対象者に補助金を交付するものとする。</p> <p>3 利用料の1日あたりの補助額は、次の各号のとおりとする。</p> <p>(1) 宿泊サービス 2,500円            (2) 訪問サービス 2,100円</p> <p>4 利用料の補助日数は、宿泊サービスおよび訪問サービスの通算5日以内とする。</p> <p><u>第12条</u> 《現行どおり》</p> <p><u>第13条</u> 《現行どおり》</p> <p>別記様式第1号～別記様式第5号 《現行どおり》</p> <p><u>別記様式第6号（第11条第1項関係）</u>            (別添1のとおり)</p> <p><u>別記様式第7号（第11条第2項関係）</u>            (別添2のとおり)</p>	<p>第1条～第10条 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p><u>第11条</u> 《省略》</p> <p><u>第12条</u> 《省略》</p> <p>別記様式第1号～別記様式第5号 《省略》</p> <p>《改正後に新設》</p> <p>《改正後に新設》</p>

## 付 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和5年11月17日から施行し、令和5年4月1日から適用する。  
 (経過措置)
- 2 令和5年4月1日からこの要綱の施行日前までに第10条第1項に該当する者以外の利用者で、利用料の一部補助を受けようとするものは、第11条第1項の提出期限にかかるわらず、申請書兼請求書を令和6年1月31日までに提出しなければならない。ただし、利用者の責めに帰すことができない理由がある場合はこの限りではない。

別添1

様式第6号（第11条第1項関係）

年 月 日

草津市長 様

## 草津市産後ケア事業利用料補助金申請書兼請求書

草津市産後ケア事業実施要綱第11条第1項の規定により、下記のとおり利用料を補助されるよう申請します。

記

## 1. 申請・請求者（産婦）

ふりがな			生年月日
産婦氏名	(印)		年月日
現住所			
日中連絡先	( )		
利用したサービス	<input type="checkbox"/> 宿泊サービス	<input type="checkbox"/> 訪問サービス	
利用医療機関			
利用日数	日		
請求額	円		

## 2. 振込口座

子育て応援給付金振込口座を利用します。（→下記の口座情報は記入不要です）

子育て応援給付金振込口座以外の口座を利用します。（↓下記の口座情報に記入してください。  
(長期間出入金のない口座については、振込できない場合があります。)

金融機関名(ゆうちょ銀行除く)	金融機関コード	支店名	支店コード	分類	口座番号(右詰め)
1.銀行 2.金庫 3.信組 4.信連	5.農協 6.漁協 7.信漁連	1.本・支店 2.本・支所 3.出張所		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	
口座名義 (カナ)					

[ゆうちょ銀行の場合] 通帳の見開き左上またはキャッシュカード記載の記号・番号を  
お書きください。

口座名義(カナ)	通帳記号	通帳番号(右詰め)
	1	※

※6桁目がある場合は、※欄に御記入ください。

別添2

様式第7号（第11条第2項関係）

第 年 月 日  
号

様

草津市長

## 草津市産後ケア事業利用料補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のありました産後ケア事業利用料補助金について、次のとおり交付を決定しましたので、草津市産後ケア事業実施要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 振込予定日

年 月 日

2 振込額

円

(令和5年11月16日掲示済み)

## 草津市告示第264号

草津市子どものインフルエンザ予防接種補助金交付要綱を次のとおり制定する。

令和5年11月16日

草津市長 橋川 渉

## 草津市子どものインフルエンザ予防接種補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、受験などの人生の大切な節目を迎える時期のインフルエンザの発症や重症化を予防することを目的として、中学3年生および高校3年生世代の子どもを対象に、インフルエンザ予防接種費用の一部を補助するために実施する、草津市子どものインフルエンザ予防接種補助金事業に関し、必要な事項を定める。

## (定義)

第2条 この要綱において、予防接種とは、インフルエンザの予防接種をいう。

## (補助対象者)

第3条 市長は、第1条の目的を達成するため、予防接種を受けた日（以下「接種日」という。）において本市に住所を有する者（接種日において進学等の理由に

より本市に住所を有しない者であって、その保護者（予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第7項に規定する保護者をいう。以下同じ。）または監護する者が本市に住所を有するものを含む。）であって、次の各号のいずれかに掲げるもの（以下「対象者」という。）に対し、補助金を交付する。

- (1) 平成17年4月2日から平成18年4月1日生まれの者
- (2) 平成20年4月2日から平成21年4月1日生まれの者

2 前項の規定にかかわらず、市長は、特に必要と認めた者に対し、補助金を交付することができる。  
(接種期間)

第4条 補助の対象となる予防接種の接種期間は、令和5年10月1日から令和6年1月31日の間とする。  
(申請期間)

第5条 補助金の申請期間は、この要綱の施行日から令和6年2月29日の間とする。  
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、3,000円とし、接種に係る実費負担額（ただし、予防接種に要した交通費、宿泊費、第8条に掲げる書類の発行に要した文書料等を除く。以下同じ。）が3,000円に満たないときは、当該実費負担額とする。

## (補助金の制限)

第7条 この要綱における補助対象となる予防接種の回数は、一人につき1回とする。

## (交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、草津市子どものインフルエンザ予防接種補助金交付申請書兼請求書（別記様式）（以下「申請書兼請求書」という。）に必要事項を記入し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。また、申請者は、対象者、保護者または対象者を監護する者とする。

- (1) 対象者が予防接種を受けたことを証する医療機関が発行した書類
- (2) 予防接種料の領収書の原本
- (3) 振込希望先金融機関の口座番号等が確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 接種日において進学等の理由により本市に住所を有しない者であって、その保護者または監護する者が本市に住所を有するものについては、第1項の書類に加えて、対象者の健康保険被保険者証の写しとその保護者または監護する者の健康保険被保険者証の写しを添

付しなければならない。

- 3 市長は、第1項に基づき、申請者から申請書兼請求書の提出があったときは、その内容を審査のうえ、申請書兼請求書が提出された日から30日以内に補助金を支払うものとする。

(補助金の返還)

第9条 市長は、申請書兼請求書に虚偽の記載をする等の不正な手段または錯誤等によって、補助金の交付を受けた者に対し、その返還を求めることができる。

- 2 前項の規定により返還請求を受けた者は、速やかに市長に返還しなければならない。

(健康被害発生時の対応)

第10条 本事業における予防接種によって健康被害が生じた場合は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の救済制度に基づくものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は、市長が別に定める。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年11月16日から施行し、令和5年10月1日以降の接種から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年2月29日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第8条第1項に規定する申請をした者については、この要綱は、同日後も、なお従前の例による。

別記

様式（第8条第1項関係）

## 草津市子どものインフルエンザ予防接種補助金交付申請書兼請求書

年　月　日

草津市長 宛

〒

申請者

住所

氏名

印

対象者との続柄  
( )

生年月日

電話

( )

※申請内容についての連絡先

草津市子どものインフルエンザ予防接種補助金事業に係る補助金の支払いについて、草津市子どものインフルエンザ予防接種補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請および請求します。また、申請に係る審査が必要な場合は、補助対象者等の住民登録情報の確認や、医療機関へ接種に関する情報を確認することを承諾します。なお、補助金は下記の指定振込口座へ振り込み願います。

対象者氏名			生年月日	年　月　日生
対象者住所	〒			
予防接種名	インフルエンザ予防接種			
接種日	年　月　日			
接種した医療機関	名称			
	所在地			
補助金額（請求額） 円		※健康増進課記入欄		住民登録の有無※
				補助決定額※

指定振込口座	金融機関名	銀行・信金・農協		本店・支店・出張所
	口座種別	普通・当座・その他	口座番号	
	ふりがな			
	口座名義	※申請者と口座名義は同一としてください。		

【誓約・同意事項】※項目に□を入れてください。

この申請に係る住民登録情報（申請者と対象者が異なる場合は双方の登録事項）および医療機関等における接種の情報について、草津市が必要と認めるときは調査を行うことに同意しますか。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
補助金の支給後、申請内容に偽りがあった場合や相違があり支給要件に該当しないことが判明した場合には、支給済みの費用を返還することに同意しますか。		<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

(令和5年11月16日掲示済み)